

速報重要判例解説

【No.2004-001】

工事負担金により取得した資産の圧縮記帳と「公正ナル会計慣行」

【文献番号】	28082870
【文献種別】	判決 / 大阪地方裁判所（第一審）
【判決年月日】	平成15年10月15日
【事件番号】	平成14年（ワ）第3575号
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	請求棄却
【裁判官】	揖斐潔 永井裕之 斎藤毅
【参照法令】	商法32条, 34条, 254条, 254条の3, 266条, 285条 民法644条 法人税法22条4項, 45条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

(1) 事案の概要

本件は、関西の有力電鉄会社の株主が会社の取締役らを相手取って損害賠償等を求めた株主代表訴訟である。

A電鉄会社（被告側補助参加人）は、資本金759億円余にのぼる関西の有力電鉄会社であり、昭和57年ころから電車線の連続立体交差化事業の工事に着手し、平成13年3月全工事を完了した。同社は、本件事業に関し、大阪府との間で負担金に関する覚書を締結し、これに基づき、大阪府から工事負担金として合計376億円を受け入れた。

同社は、平成13年3月期（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）の損益計算書において特別利益として、工事負担金等受入額402億円余を、特別損失として、固定資産圧縮額21億円余を、それぞれ計上した。すなわち、大阪府から受け入れた工事負担金より取得した固定資産（構築物）については、圧縮記帳を行わなかった。

同社は、平成12年12月1日、21億7,800万円（1株当たり2円50銭）の中間配当を実施した。

また、同社は、平成13年3月期の定時株主総会において、当期末処分利益130億円余について、2億円余を利益準備金として積み立て、21億7,800万円（1株当たり2円50銭）を利益配当する利益処分案を承認可決する決議をし、この決議に基づき利益配当を実施した。

これについて、原告X1及びX2（いずれも株主）は、被告取締役ら（Y1ないしY6）に対し、被告らは、主位的に、（1）商法（平成13年法律第79号による改正前のもの。以下同じ。）285条において準用する同法34条2号又は32条2項に違反して、また、上記工事負担金等受入額について圧縮記帳すべき善管注意義務（商法254条3項、民法644条）及び忠実義務（商法254条ノ3）を負っていたにもかかわらず、同義務に違反して、圧縮記帳をしない損益計算書を作成したことにより、A電鉄会社に、利益配当額、中間配当額及び法人税等納付額の合計92億円余の損害を与えたと主張して、それぞれ商法266条1項5号、2項に基づき、上記損害のうち50億円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を、予備的に、（2）商法290条1項に違反して、21億7,800万円の利益配当を行ったと主張して、商法266条1項1号、2項に基づき、同額の配当額及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を、（3）商法293条ノ5第4項に違反して、21億7,800万円の中間配当を行ったと主張して、同条5項に基づき、同額の中間配当額及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を、それぞれA電鉄会社に賠償するよう求めた。

すなわち、本件訴訟の中心的な争点は、工事負担金を受け入れて取得した固定資産について圧縮記帳を行わなかったことが、商法32条2項にいう「公正ナル会計慣行」に反するかどうかである。

2. 判決の要旨

(1) 企業会計原則と「公正ナル会計慣行」との関係

企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものとされる。そして、証券取引法の規定により提出される貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書等の用語、様式及び作成方法については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従わなければならないところ（証券取引法 193 条、財務諸表等規則 1 条 1 項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。） 1 条 1 項）、企業会計原則は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するものとされる（財務諸表等規則 1 条 2 項、連結財務諸表規則 1 条 2 項）。

したがって、少なくとも証券取引法の適用がある株式会社においては、企業会計原則に違反しない会計処理をしている以上、特段の事情がない限り、「公正ナル会計慣行」に違反していないものと解するのが相当である（弁論の全趣旨によれば、補助参加人が証券取引法の適用のある株式会社であることが認められる。）。

(2) 本件損益計算書における圧縮記帳をしない処理が「公正ナル会計慣行」及び商法 34 条 2 号に違反するか。

企業会計原則第三の五の D の 1 項は、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもつて貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもつて取得原価とする。」と、同 F は、「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。」とそれぞれ定め、これらに関する企業会計原則注解の 24 は、「国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。」とする。

以上の規定からすると、企業会計原則は、有形固定資産については取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって計上することを原則としつつ、取得原価から国庫補助金、工事負担金等に相当する金額を控除した金額をもって計上すること（圧縮記帳）もできるものとしているのであり、有形固定資産について圧縮記帳をしなければならないと定めているものではないと認められる。以上のように解することは、そもそも、圧縮記帳が、国庫補助金、工事負担金等は本来一種の益金であるが、それを直ちに課税の対象とすると、国庫補助金、工事負担金等を交付した目的を達成することができなくなることから法人税法上政策的に認められた課税繰延べの技術であることから相当であるといえる。

したがって、圧縮記帳をしていない本件損益計算書を作成した行為も企業会計原則に違反したものと認められない。そして、その他に本件損益計算書を作成した行為が「公正ナル会計慣行」に違反したものと認めるに足りる特段の事情は認められない。

そうすると、圧縮記帳をせずに本件資産を取得するに際し支払った対価を取得価額として本件損益計算書を作成した行為は、商法 285 条において準用する同法 34 条 2 号に違反するものと認められない。

(3) 継続性の原則について

企業会計原則第一の五は、「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」と定め（継続性の原則）、企業会計原則注解の 3 は、「いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。」とする（第 3 文）。前判示のとおり、少なくとも証券取引法の適用がある株式会社においては、企業会計原則に違反しない会計処理をしている以上、特段の事情がない限り、「公正ナル会計慣行」に違反していないものと解されるのであり、企業会計原則は「公正ナル会計慣行」の一部をなしているといえるから、企業会計原則が継続性の原則を規定している以上、これに違反した場合には「公正ナル会計慣行」に違反したものとされる場合もあり得ると解するのが相当である。

しかしながら、株式会社は、本来、「公正ナル会計慣行」に違反しない限り、複数の会計処理の原則及び手続のうちのいずれかを選択することができること、及び昭和 56 年の商法改正によって、監査報告書の記載事項に「貸借対照表又八損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由」（281 条ノ 3 第 2 項 5 号）が加えられたにもかかわらず、継続性の原則が明示的に規

定されなかったことなどを考慮すると、「公正ナル会計慣行」に違反しない従来の会計処理の原則及び手続を「公正ナル会計慣行」に違反しない別の会計処理の原則及び手続に変更することそれ自体は、仮に、それが企業会計原則上の継続性の原則に違反する場合であっても、直ちに「公正ナル会計慣行」に違反するものと解すべきではなく、当該変更が利益操作や粉飾決算を意図しているとか、会社の財産及び損益の状況の公正な判断を妨げるおそれがある場合に限り、「公正ナル会計慣行」に違反するものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件では従来工事負担金によって取得した固定資産については、圧縮記帳をしていたものであるところ、本件損益計算書の作成に当たっては、一部圧縮記帳をしないというように会計処理を変更したものであるが、それが利益操作や粉飾決算を意図しているとは認められない。また、圧縮記帳が、前判示のとおり、法人税法上政策的に認められた課税繰延べの技術であることからすると、固定資産圧縮損を計上せず、本件資産の帳簿価額を減額しなかったからといって、会社の財産及び損益の状況の公正な判断を妨げるおそれがあるとも認められない。

したがって、継続性の原則の見地からも、本件損益計算書の作成が「公正ナル会計慣行」に違反したものであるとは認められない。

(4) 経営判断の原則

取締役は、営利を目的とする会社の経営を委ねられた専門家として、長期的な視点に立って全株主にとって最も利益となるように職務を遂行すべき善管注意義務及び忠実義務を負っている（商法 254 条 3 項、民法 644 条、商法 254 条ノ 3）。もっとも、事業を営み利益を上げるためには、時々刻々変化する諸々の要素を的確に把握して総合評価し、短期的・長期的な将来予測を行った上、時機を失することなく経営判断を積み重ねていかなければならないから、専門家である取締役には、その職務を遂行するに当たり、広い裁量が与えられているものといわなければならない。したがって、取締役に対し、過去の経営上の措置が善管注意義務及び忠実義務に違背するとしてその責任を追及するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいは、その意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要するものと解するのが相当である。

(5) A 電鉄会社においては、平成 13 年 3 月期当時、A 電鉄グループの関係会社の整理等に伴う損失及び減損会計の導入に伴う損失に備えるために引当金を計上する必要があったところ、その原資としては工事負担金等受入額及び保有株式の売却益が考えられたが、被告らは、工事負担金等受入額を原資とすることによって生じる経済的不利益についても検討した上で、これを原資として前記引当金を計上するために圧縮記帳をしない本件損益計算書を作成したというのであり、その検討過程も、経理ライン、MDM（マネイジメント・ディスカッション・ミーティング）、経営会議及び取締役会という複数の機関によって複数回の審議を経たというものであるから、被告らが本件損益計算書を作成し承認した時点において、その判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったとは認められず、また、その意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったともいえないから、被告らに取締役として認められた裁量の範囲を逸脱するものではなく、したがって、被告らに善管注意義務違反及び忠実義務違反となるべき任務懈怠を認めることはできない。

- 請求棄却 -

3. 本件判決についてのコメント

(1) 圧縮記帳の意義

圧縮記帳というのは、「補助金等の特定の収益をもって固定資産を取得または改良した場合に、その資産に、実際の取得価額よりもその収益の額に相当する金額（またはその範囲内の金額）だけ減額した低い帳簿価額をつけ、この減額した金額を損金に算入すること」（注 1）をいう。特定の収益に対する課税の繰延べの技術と解されている。

課税の繰延べという意味は、特定の収益を益金の額に算入し、その収益を資金源として取得された固定資産の取得価額の圧縮額を損金に算入することにより、その特定の収益に対する課税が回避されるが、他方、その固定資産の減価償却の基礎となる取得価額は、実際の取得価額よりも低い圧縮後の帳簿価額となるので、爾後の事業年度の減価償却費がより少なく計算されることになるし、当該資産が譲渡された場合に控除される取得原価も実際の取得価額よりも低い圧縮後の帳簿価額となるので、その譲渡益の

額が多く計算されることになる。このように、爾後の減価償却費の計算及び譲渡益の計算を通じて、当初課税されなかった税収が回復されることになる仕組みを指しているのである。

圧縮記帳の例として、現行法人税法には、次の規定が設けられている。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳（法法 42～44）
- 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮記帳（法法 45）
- 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮記帳（法法 46）
- 保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳（法法 47～49）
- 交換により取得した資産の圧縮記帳（法法 50）

（参考）本件当時には、「特定現物出資の場合の有価証券の圧縮記帳」（法法 51）があったが、平成 13 年改正による組織再編成税制に吸収されて廃止された（注 2）。

また、現行租税特別措置法には、次の規定が設けられている。

- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳（租法 64，64 条の 2）
- 換地処分に伴い資産を取得した場合の圧縮記帳（租法 65）
- 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳（租法 65 の 7，65 条の 8）
- 特定資産の交換の場合の圧縮記帳（租法 65 の 9，65 条の 8）
- 特定の交換分合の場合の圧縮記帳（租法 65 の 10）
- 大規模宅地造成のための交換の場合の圧縮記帳（租法 65 の 11，65 の 12）
- 認定事業用地適正化計画区域内土地の交換の場合の圧縮記帳（租法 65 の 13，65 の 14）
- 共同現物出資の場合の有価証券の圧縮記帳（租法 66）

（参考）連結法人については、別に規定が設けられている（租法 68 の 70 以下）。

(2) 圧縮記帳を認める理由

圧縮記帳を認める趣旨・理由は、上記の制度ごとに一様ではない（注 4）。

国庫補助金等や工事負担金で取得した固定資産等の圧縮記帳については、国庫補助金等や工事負担金も租税法の上では収益であってこれを課税の対象から全く除外することは適當ではないが、他方、これを収益として課税すると、国庫補助金の政策目的を達成できなくなるので、その課税を回避するために圧縮記帳を認めるのであるとされる（注 3）。

保険差益や収用等によって生じる譲渡益については、インボランタリーな原因によって収益が発生するところに、圧縮記帳を認める理由が求められている。

また、交換による取得資産や特定現物出資の場合の有価証券の圧縮記帳については、物の実体的継続性あるいは人格の継続性がその根拠に挙げられる。

しかし、最も広く利用されている特定資産の買換えの場合の圧縮記帳については、その譲渡益が企業の任意の意思によって発生することから、上記のような理由は妥当せず、この制度の当初の目的であった企業における産業立地の改善に資する、あるいは、均衡のとれた国土の利用を図るため、一方で過密となっている既成市街化区域からの追い出し促進、他方で低開発地域工業開発地区への誘致促進といった土地政策のインセンティブというほかないように思われる。

(3) 工事負担金受入額の収益性

税法では、工事負担金受入額を収益と認識した上、他方で、これにより取得した固定資産の圧縮記帳を認め、課税の繰延べを認めている。

これに対し、昭和 49 年改正前の企業会計原則の注解 7 では、商法上の資本準備金のほか、次の項目がその他の資本剰余金に掲げられていた（注 5）（注 6）。

- 会社更生及び整理等に基づき生じた固定資産評価差益
- 資本的支出に充てられた国庫補助金（建設助成金）及び工事負担金
- 資本填補を目的とする贈与剰余金又は債務免除益
- 貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益等

しかし、税法の見地からは、これらはすべて収益とした上、別途特別の配慮が加えられている。

このような差異を生じる原因について、武田隆二教授は、次のように説明されている。

「法人税法は法人を株主の集合体とみる法人擬制説に立脚しているため、法人の資本概念は株主の出資資本概念でなければならないとみる。したがって、株主の払込資本を維持した剰余分を利益とみ、これに税法上の特別規定を加味して、課税所得概念が導かれることになる。

これに対して、企業会計原則は、法人を各種の利害関係人から独立の別個の存在としての社会的制度と観念する法人実在説に立脚しているため、法人の資本を株主の払込資本に限定せず、広義の拠出資本としてとらえるのである。したがって、株主以外の者へ例えば、国や地方公共団体、消費者、債権者等からの資本助成目的からする拠出額はすべて企業資本を構成するものとみ、この広義の資本（拠出資本）

を維持した後の余剰のみが、企業利益を構成するものとみるのである。」(注7)

維持すべき資本を株主の出資資本とみる考え方は、商法も同様であって、本判決が、工事負担金受入額の収益性を認め、圧縮記帳を課税繰延べの技術的方法と位置づけたことは相当であると考ええる。

(4) 経営判断の原則

株主代表訴訟においては、取締役の善管注意義務(商法 254 条 3 項、民法 644 条)及び忠実義務(商法 254 条ノ 3)が議論されることになるが、その責任の緩和の手法として経営判断の原則が述べられることがある。この原則は、アメリカの判例における Business Judgement Rule を参考としたものとされている(注8)。

その内容は、業務執行に際して、取締役が会社の権限及び彼の権限の範囲内において合理的な根拠があつてある決定に到達し、かつ彼が会社の最良の利益であると誠実に信じた事柄以外には影響を受けずに、彼独自の裁量と判断の結果として誠実に行動したのであれば、裁判所は、当該取引を差止め若しくは無効にし又は取締役に結果的な損害について賠償責任を課すために、内部的な経営事項について干渉したり、裁判官の判断をもって取締役の判断に置き換えたりはしないであろう。また、固有の公正基準に照らして、悪意、過失、又は裁量の過度の濫用が立証されない場合に、経営判断の基準が満たされ、自己取引の場合には、被告が客観的な公正さをもって行動したことを証明することが要求される、というものである。

筆者は、商法の専門家ではないので、この原則の可否及び射程距離を論じるには適さないが、誠実な取締役に過度の責任を負わせることは適当ではないから、その論理自体は妥当なものと考ええる。

(5) A 電鉄会社における経営事情

本判決の判文から、A 電鉄会社における経営事情として次の事項を指摘できる。

平成 13 年 3 月期において平成 10 年 3 月に制定された土地の再評価に関する法律(注9)に基づき、事業用土地について時価により再評価を行ったこと。

同年度期末において未だ取得していないが、契約上将来取得する必要のある土地があり、これについて土地の再評価に関する法律に基づく再評価はできないが、将来の減損会計の導入に備えてその含み損を投資損失引当金に計上することとし、その繰入額 375 億円余を計上したこと。

この投資損失引当金繰入損に見合う原資として、保有する投資有価証券(株式)の売却益が考えられたが、関係会社株式であったり持合株式であるなどの事情から売却するに適さず、結果として、工事負担金受入額の収益計上となったものであること。

このように、A 電鉄会社は、上場企業としてその決算に相当の苦心があつたことが窺われるのであり、現下の厳しい経済事情の下では、このような経営判断もやむを得なかったものと評価できる。

(注1) 金子宏・租税法(第八版増補版)293頁(弘文堂 2002 年 4 月刊)。

(注2) その改正の内容については、中尾睦ほか・平成 13 年版改正税法のすべて 123 頁(大蔵財務協会 2001 年 6 月刊)以下参照。

(注3) 水野忠恒・租税法頁以下(有斐閣 2003 年 4 月刊)。前掲・金子も同旨。

(注4) 最近のまとまった研究として、大野新二「圧縮記帳における課税繰延趣旨の再吟味」税務大学校論叢 35 巻 295 頁以下(2000 年 6 月刊)がある。

(注5) 商法と企業会計との調整に関する意見書の第 12 に説明がある。

(注6) 当時、商法や税法と企業会計との調整について、当時税法あるいは商法の見地から、多く意見を発表されたのは、忠佐市博士である。その経緯は、例えば、忠佐市・税法と会計原則(中央経済社 1953 年 9 月刊)に詳しい。同博士の考え方を要約したものとして、忠佐市「課税所得の基本概念」(黒沢清監修・富岡幸雄編集・税務会計体系 1 巻所収)69 頁(ぎょうせい 1984 年 2 月刊)。

(注7) 武田隆二「資本等取引」(黒沢清監修・富岡幸雄編集・税務会計体系 1 巻所収)225 頁(ぎょうせい 1984 年 2 月刊)。

(注8) 堀口勝「経営判断原則に関する若干の考察」(田中誠二先生追悼論文集「企業の社会的役割と商事法」所収 285 頁以下、1995 年 4 月 15 日稿・経済法令研究会刊)、新版注釈会社法 6 巻 276 頁(近藤光男執筆・有斐閣 1987 年 9 月刊)。

(注9) この法律は、議員立法であるが、その制定時の内容については、商事法務編集部「土地の再評価に関する法律案の国会提出」商事法務 1485 号(1998 年 3 月 15 日)11 頁以下及び 14 頁以下参照。その対象は、商法特例法に規定する会社(上場企業)及び信用金庫、労働金庫、信用協同組合などの金融業を営む法人であって、自己資本比率の改善が主たる目的であったと推測される。

(平成 16 年 1 月 14 日)

著者：税理士 荻野 豊